

「公契約条例」の現況について

－「条例」の適用範囲・報酬下限額等を中心に－

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
主任研究員 勝島 行正

公契約条例は、新たに千葉県我孫子市、兵庫県加西市で成立し、岩手県、岐阜県で「基本条例」が制定された。また、既に公契約条例が制定されている渋谷区は2014年12月9日、相模原市は2014年12月22日にそれぞれ条例改正がなされている。以下、公契約条例の制定状況と公契約条例の2015年度の適用範囲と賃金・報酬下限額についてとりまとめたので報告する。

1. 公契約条例の制定状況

(1) 年次別制定状況

公契約条例¹もしくは公契約基本条例²（以下「基本条例」）など名称の如何にかかわらず、自治体の公契約に係る条例の年次別の制定状況は次のとおりである。

年	自治体名
2008年	山形県
2009年	野田市
2010年	江戸川区 川崎市
2011年	相模原市 多摩市 高知市³
2012年	渋谷区 国分寺市 厚木市
2013年	前橋市 秋田市 足立区 直方市
2014年	長野県 千代田区 三木市 奈良県 草加市 世田谷区 四日市市
2015年	岐阜県 岩手県 我孫子市 加西市

¹自治体が発注する工事・委託・指定管理業務などに従事する労働者等の賃金・報酬下限額について条例で定めのあるもの。

²自治体の公契約について基本理念やあり方を定めたもので、賃金・報酬下限額の定めのないもの。

³高知市は、2014年9月に条例を改正し、基本条例から公契約条例になった。

※ゴチックは公契約条例

公契約条例および「基本条例」とともに年々増えてきている。最近は、「基本条例」が増える傾向にある。特に県段階での「基本条例」の制定が増えている。

(2) 公契約条例の制定状況

公契約条例は、2015年4月1日現在で14自治体で制定されている。内訳は、千葉県2（野田市、我孫子市）、東京都5（多摩市、渋谷区、国分寺市、足立区、千代田区）、神奈川県3（川崎市、相模原市、厚木市）、兵庫県2（三木市、加西市）、高知県1（高知市）福岡県1（直方市）となっている。

(3) 公契約基本条例の制定状況

公契約基本条例（以下「基本条例」）は、同じく11自治体で制定されている。内訳は、岩手県1（岩手県）、秋田県1（秋田市）、山形県1（山形県）、群馬県1（前橋市）、埼玉県1（草加市）、東京都2（世田谷区、江戸川区）、長野県1（長野県）、岐阜県1（岐阜県）、三三県（四日市市）、奈良県1（奈良県）。

「基本条例」については、近年は公契約の

理念やあり方を定めただけでなく、「労働条件」等について受注者に報告をもとめるなど多様化している。

2. 新たに条例を制定した自治体

(1) 岩手県（達増拓也知事・2期目）

2015年3月22日に岩手県議会は、「県が締結する契約に関する条例」を全会一致で可決した。

岩手県では、震災の復興に従事する労働者の賃金が、設計労務単価などでは高く示されているが、実際には低く抑えられている現状にあるとして連合岩手などが条例の制定を積極的に働きかけてきた。

2012年10月に県議会で連合岩手などが提出した「公契約条例の早期制定をもとめる請願」が採択され、2013年5月に庁内に「公契約のあり方検討チーム」が設置された。2014年4月に県議会に中間報告があり、2014年11月21日から12月21日にかけてパブリックコメントが実施された。

施行は、2015年4月1日であるが、第8条については、10月1日施行。

条例の特徴点は、「賃金・社会保険関係法令（最賃法、健康保険法、厚生年金法、国民年金保険法、雇用保険法等）の遵守を定め（第7条）」、「『特定県契約』については、第7条の遵守状況について受注者に報告をもとめる（第8条）」、となっている。

(2) 我孫子市（星野順一郎市長・3期目）

2015年3月19日に千葉県我孫子市議会は、「我孫子市公契約条例」を全会一致で可決した。

千葉県では、野田市に次いで2例目となる。なお、条例は4月1日に施行されるが、2015年10月1日以降の契約から適用となる。

2014年3月市議会で星野市長は「2015

年度中に公契約条例をつくりたい」と答弁し、5月に庁内に「入札及び契約制度検討委員会」を設置し、検討を重ねた。2014年9月市議会では、市側から「2015年3月市議会に提案する」との答弁があり、2014年12月24日から翌年1月22日にかけて条例案についてパブリックコメントを実施。この間、建設業界からの強い反対もあり、条例提案の行方が注目されていたが、1月18日に行われた市長選挙で星野市長が3選を果たし、2月25日に市議会に提案された。しかし、委員会では自民党や公明党から反対があり、3月19日に市長側が修正提案を行い、採決された。

主な修正点は、ア.「条例の適用範囲」：a 工事（原案）5,000万円以上→（修正）1億円以上 b 委託（原案）1,000万円以上→（修正）2,000万円以上（第5条） イ.（原案）元請による賃金台帳報告義務→（修正）下請・派遣事業者の報告は任意（第8条第2項）。

今後は、条例の運用にあたっては実効があるよう、市側が事業者側の理解と協力を得るよう努めることが求められる。

【条例の要点】

(1) 条例の適用範囲（第5条）

工事 1億円以上

委託 2,000万円以上

指定管理 市長または教育委員会が認めたもの

(2) 報酬下限額（第7条）

工事 公共工事設計労務単価⁴

委託・指定管理 我孫子市臨時職員（事務補佐員）及び地域最賃額

⁴公共工事設計労務単価：国交省・農林水産省の事業のうち毎年10月に施工中の1000万円以上の工事を対象に51職種（2007年以前は50職種）、約16万人（2014年）について調査している。調査結果は、県別・職種別に集計している。この単価は「公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない」とされている。

(3) 公契約の規定事項（第 18 条）

- ①第 8 条から第 17 条までの規定
 - ②受注者は、社会保険加入していること。
下請者が未加入の場合は、加入の指導・助言すること
 - ③工事受注者は、見積書に法定福利費の内訳明示。社会保険料相当額を含む額で下請契約を締結すること
 - ④受注者及び受注関係者による労働者等の申出を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ⑤受注関係者の「立入検査」に係る協力
- ### (4) 公契約審議会（第 19 条）

(3) 岐阜県（知事・2 期目）

2015 年 3 月 19 日に岐阜県議会は、「岐阜県公契約条例」を全会一致で可決した。いわゆる「基本条例」である。2015 年 4 月 1 日施行。

2014 年 6 月 10 日に、「公契約に関する有識者懇談会（学識者 3、経営者 1、連合 1、市長会 1、町村会 1）」を開催し、11 月 26 日までの間に 5 回の懇談会を開催した。懇談会では、事業者団体や建設労働団体等からの聴取や、構成員による公契約条例に関する意見交換を重ねたが、意見のとりまとめにあたっては「公契約条例の制定にあたっては、公契約の理念やあり方を定めたもの」となった。

その後、2015 年 1 月 7 日から 2 月 5 日まで「条例の骨子（案）」についてのパブリックコメントが実施された。

(4) 加西市（西村和平市長・1 期目）

2015 年 3 月 25 日に兵庫県加西市議会は、「加西市公契約条例」を可決した。

2011 年 5 月に初当選した西村市長は、「公契約条例」を公約していたが、進展しなかった。2012 年 5 月 23 日に連合地協、加西市職員組合、兵庫土建などが条例制定をめざして「加西市を豊かにする公契約条例づくり連絡会」をつくり、12 月には署名運動を展開し、

2013 年 1 月に市長に署名簿を提出した。

その後、2014 年 10 月 15 日に条例内容等について審議する「加西市公契約条例策定審議会（学識 1、労働代表 2、経営代表 2 名で構成）」を設置し、2015 年 1 月 7 日まで計 5 回開催され、報告した。2015 年 1 月 16 日から 2 月 10 日にかけてパブリックコメントを行い、2 月 27 日市議会に提案した。

[条例の要点]

(1) 条例の適用範囲（第 5 条）

- 工事 5,000 万円以上
- 委託 1,000 万円以上
- 指定管理 1,000 万円以上の指定管理協定

(2) 報酬下限額（第 7 条）

- 工事 設計労務単価
- 委託・指定管理 一般職員の給与に関する規則第 4 条及び別表第 4 に定める額並びに市内の同種の労働者の賃金等

(3) 公契約に係る労働条件等（第 8 条）

次の法令等の遵守。

- ・労働基準法・労働組合法・労働安全衛生法・男女雇用機会均等法・労働契約法
- ・「パート労働法」

(4) 公契約審議会（第 20 条）

3. 2015 年「公契約条例」の「適用範囲」－改正のあった自治体－

条例の適用範囲は、工事、委託、指定管理ともに表 1 のとおり自治体によって大きく異なっている。2015 年度に改正の行われた自治体は、以下のとおりである。

(1) 野田市

野田市は 2009 年に制定以後改正を重ねており、2015 年度も工事契約額を 4,000 万円以上に拡大させた。（工事契約額については、2009 年度 1 億円以上、2011 年度から 5,000 万円以上）

表1 2015年度公契約条例適用範囲

2015年4月1日現在

自治体名 (条例成立年)	工事契約	委託契約	指定管理
野田市 (2009)	4000万円 以上 (※2014年度 5000万円以上)	1000万円 以上	2012年10月3日以降に締結す るすべての指定管理協定
川崎市 (2010)	6億円 以上	1000万円 以上	すべての指定管理協定
相模原市 (2011)	1億円 以上 (2014年度3億円 以上)	500万円 以上(2014年 度)1000万円 以上)	1 指定管理者に雇用される者 2 指定 管理者が締結しようとする契約額500 万円以上の契約及び労働者派遣契約 のうち、次の契約に係る作業に従事す る者①庁舎その他の建物及びその付 帯施設の警備、清掃、設備運転監視 又は案内 ②給食の調理③データ入 力④窓口受付⑤①～④の業務の一部 を含む業務
多摩市 (2011)	5000万円 以上	1000万円 以上	複合文化施設、多摩中央公園内駐車 場、永山駅駐輪場、多摩センター駅東 駐輪場、多摩センター駅西駐輪場、温 水プール、総合福祉センター、永山複 合施設駐車場
渋谷区 (2012)	1億円 以上	1000万円 以上 (2015年度か ら適用)	渋谷区公会堂、渋谷区特別養 護老人ホーム、渋谷区高齢者 在宅サービス(2015年度から 適用)

自治体名 (条例成立年)	工事契約	委託契約	指定管理
国分寺市 (2012)	9000万円 以上	①設備の保守点検 ②施設・設備の管理(運転) ③施設管理(受付等(電話交換・自転車駐車場管理含む)) ④施設の清掃 ⑤ゴミ収集・運搬	①1000万円以上の指定管理 ②指定管理者で公の施設の使用許可及び当該公の施設の維持管理を主たる業務とするもの
厚木市 (2012)	1億円 以上	①庁舎その他の建物(その敷地を含む。)における清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換 ②道路、公園その他の施設の清掃 ③給食の調理	「厚木市老人憩いの家」を除く 指定管理協定
足立区 (2013)	1億円8000万円 以上	①庁舎その他の施設における設備又は機器の運転又は管理 ②庁舎その他の施設における電話交換、受付及び案内 ③その区区長が適当と認めるもの	区立保育園、都市農業公園、花畑公園、桜花亭、元淵江公園・生物園、生涯学習センター、地域学習センター、区立図書館、地域体育館、中央本町プール、総合スポーツセンター、東横瀬公園温水プール、竹の塚温水プール、千住本町小学校温水プール、文化芸術劇場、西新井文化ホール、こども未来創造館
直方市 (2013)	1億円 以上	①施設等の管理運営 ②施設等の清掃 ③施設等の警備 ④一般廃棄物収集・運搬 ⑤学童保育所運営 ⑥学校給食調理 ⑦窓口 ⑧外国語指導	①予定価格1000万円以上② 予定価格に対して、人件費の占める割合が概ね7割以上の指定管理者協定。体育施設、文化施設、公園管理
三木市 (2014)	5000万円 以上	①庁舎清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換 ②道路、公園その他の施設清掃、給食の調理	1000万円以上の指定管理協定
千代田区 (2014)	1億5000万円 以上	①施設管理 ②給食調理 ③警備、車両運行 ④清掃 ⑤廃棄物、資源等回収 ⑥窓口、管理	すべての指定管理協定
高知市 (2014改正)	1億5000万円 以上	2015年10月1日施行	すべての指定管理協定
我孫子市 (2015)	1億円 以上	2015年10月1日施行	市長・教育長が必要と認めるもの
加西市 (2015)	5000万円 以上	2015年9月1日施行	1000万円以上の指定管理協定のうち市長が必要と認めたもの

資料：各・市の公契約条例に関する「手引」等を元に公益社団法人神奈川県地方自治研究センター・勝島作成。

(2) 相模原市

相模原市は、2014年の12月22日に条例改正が行われた。

【条例改正の要点】

①適用範囲

	(新)	(旧)
工事	1億円以上	3億円以上
委託	500万円以上	1,000万円以上

委託の業務：【現行】庁舎の整備、清掃、設備運転・監視若しくは案内業務、給食

【追加】データ入力業務 窓口受付

②労働報酬下限額の設定(委託・指定管理)

	(新)	(旧)
	地域最低賃金	生活保護基準

③継続雇用の努力義務を新設

④労働者派遣契約の取扱いを条例に明文化

⑤労働者台帳に支払われた労働報酬額を記載するように改正

⑥労働者の周知について検討する

(3) 渋谷区

2014年12月9日に東京都渋谷区議会は、「渋谷区公契約条例の一部改正」を全会一致で可決した。渋谷区は、2012年6月に条例が制定されたが、条例の適用範囲は工事のみであった。制定当時から委託業務や指定管理も条例の対象とするよう求める声が強かったが、このたびようやく関係者の努力が実を結んだ。

施行は、2015年3月1日。

【条例改正の要点】

(1) 条例の適用範囲(第5条)

工事	・1億円以上(変更無し) ・区長が特に認める工事
委託	1,000万円以上(新設) 施設等の清掃、保育施設運営、給食調理(規則第3条)
指定管理	区長が必要であると認めるもの(新設)

渋谷区公会堂、渋谷区特別養護老人ホーム、渋谷区高齢者住宅サービスセンター(規則第3条)

(2) 報酬下限額(第7条)

工事	設計労務単価
委託・指定管理	職員の給与に関する条例第5条第1項第12号及び第11条の2第2項

4. 2015年「公契約条例」の「賃金・報酬下限額」

2015年度の「賃金・報酬下限額(以下「下限額」)」については、表2のとおりである。

(1) 「工事」の「下限額」

①「下限額」の基準

「工事」の「下限額」は、すべての自治体で国の「設計労務単価」を基準としている。しかし、適用する年次は、2014年2月改訂分と2015年2月改訂分と2種類にわかれる。2014年2月改訂を適用する自治体が、多摩市、国分寺市、足立区、三木市。2015年2月改訂を適用する自治体が、野田市、川崎市、相模原市、渋谷区、厚木市、直方市、千代田区である。

また、工事については、労働者について「熟練と未熟練」を区別し、別の基準を適用している自治体もある。区別のある自治体は、相模原市、多摩市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市である。

「未熟練労働者」について、委託労働者と同じ基準を適用する自治体は、相模原市、渋谷区、厚木市、三木市である。異なる基準を持つ自治体が、多摩市、足立区である。

②「下限額」の比較

額は、いずれの自治体も「設計労務単価」の時間単価に定率を掛けて算出している。

90%の自治体が8、野田市と千代田区が

85%、直方市が 80%となっている。

(2)「設計労務単価」と「賃金・報酬下限額」

2015 年 1 月 30 日に公表された「2015 年 2 月から適用する設計労務単価」は、全国平均で 16,678 円で、前年 2 月改訂比較で 4.2%上がり、2012 年以降 3 年連続増額となった。

(2013 年度 15.1%、2014 年度 7.1%)

設計労務単価の全国平均は、1997 年度の 19,121 円をピークに毎年度下がり続け、2011 年度には、13,047 円と実に 6,000 円以上も下がった。2012 年度は、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の復興需要もあり、13,072 円（前年比で 25 円の増）とわずかに上がった。

2013 年度に大幅に上がった背景には、東日本大震災復興需要などに伴う全国的な人手不足があるが、政府の方針として「法定福利費相当額と入札不調状況に応じた補正」等を実施した影響が大きい。

2015 年度の設計労務単価（主要 12 職種）と公契約条例の「下限額」との比較表については、表 3 の通りである。

前年度の設計労務単価を適用する方式をとっている自治体については、2011 年度以前は、設計労務単価が前年を下回っていたので、労賃の底割れを防ぐ意味では有効であったが、前年度を上回る場合には労働者に不利になる。設計労務単価の引き上げがあった場合には、制度の運用上の制約はあると思うが、制度の趣旨をふまえ、労働者に有利な方向で迅速に対応することが求められている。

(3)「委託・指定管理」の「下限額」

「委託・指定管理」の「下限額」は、自治体毎に基準が異なる。

①「下限額」の基準

野田市は、職種ごとに設定している。

川崎市、多摩市、厚木市、高知市は生活保護を基準としている。

相模原市は、これまで生活保護を基準としてきたが、2014 年の条例改正で、地域別最低賃金（以下「地域最賃」）を基準に改めた。また、多摩市においても 2015 年度に基準の見直しを行うこととしている。

生活保護基準については、「地域最賃」が生活保護を下回る傾向にあったために、採用された。しかし、「地域最賃」と「生活保護」の逆転現象が 2014 年答申で解消された事などを受けて見直しの声があがっている。

最近制定される条例については、職員給与や臨時職員給与などを基準とする傾向になっている。足立区、直方市、三木市、千代田区、我孫子市、加西市。

②「下限額」の比較

「下限額」は、渋谷区と千代田区が 938 円と 11 条例中で最も高い。次いで足立区が 930 円、厚木市 911 円、川崎市 910 円、相模原市 909 円、多摩市と国分寺市が同額の 903 円となっている。東京と神奈川はいずれも 900 円以上である。野田市は、849 円、直方市 839 円、三木市 830 円である。

(4)「地域最賃」と「下限額」

「委託・指定管理」の「下限額」を「地域最賃」と比較すると表 4 のとおりである。野田市は、対象となる職種毎に賃金を設定しているため、最も低い職種を例としている。

野田市は、2010 年の「下限額」が 829 円、「地域最賃」が 728 円でその差額が 101 円となっていた。2015 年度は、「下限額」849 円、「地域最賃」798 円で 51 円の差額となり、差が縮小している。また、「下限額」と「地域最賃」をそれぞれ年次別に比較すると、2010 年の「下限額」が 829 円で、2015 年が 849 円で 20 円上昇している。「地域最賃」は 2010 年 728 円、2015 年 798 円で、54 円上昇しており、「地域最賃」の伸びが「下限額」を上回っている。

表2 2015年度公契約条例「賃金・労働報酬下限額」

2015年4月1日現在

自治体名	工事契約		基準	委託業務契約		指定管理
	基準・賃金・報酬額			賃金・報酬下限額		
野田市	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 85% ※2012年度まで80% → 2013年度から85%	建築保全業務労務単価	建設保全業務労務単価	施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約(2013年1490円→2014年1550円→2015年同)、施設の設備又は機器の保守点検に関する契約(2013年1490円→2014年1550円→2015年1550円)	仕様書等に職種ごとに定める額	
				施設の警備及び駐車場の整理に関する契約(2013年1000円→2014年1120円→2015年1130円)		
				施設の清掃に関する契約及び保健センター、閉宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約(2013年829円→2014年829円→2015年849円)		
川崎市	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 90%	生活保護	既に契約した契約に係る賃金等	事務員補助(2013年830円→2014年830円→2015年850円)、プラント保安要員・中央操作員・重機オペレーター(2013年1490円→2014年1550円→2015年1550円)、計量業務員(2013年830円→2014年830円→2015年850円)、プラントフォーム作業員(2013年1090円→2014年1120円→2015年1130円)、手選別作業員(2014年860円→2015年938円)、手選別作業員(障がい者等)(千葉県最賃798円)、清掃作業員・除草作業員(2013年829円→2014年829円→2015年849円)、給食調理員・給食配膳員(2013年829円→2014年829円→2015年849円)、給食配膳員(2013年935円→2014年935円→2015年957円)、給食設備管理員2013年(1490円→2014年1550円→2015年1550円)	同左	
			生活保護	2011年893円→2012年899円→2013年907円→2014年907円→2015年910円	同左	
相模原市	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 90% ※見習い労働者等および年金等 受給者909円	神奈川県地域最賃 (2014年度までは生活保護)	2012年885円→2013年885円→2014年890円→2015年909円	同左		
多摩市	公共工事設計労務単価 (2014年2月改訂額) × 90% ※工事における熟練労働者以外の者988円	生活保護 (2015年度に審議会で基準の見直し検討)	2012年903円→2013年903円→2014年903円→2015年903円	同左		
渋谷区*1	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 90% ※見習い労働者等および年金等 受給者は938円	職員給与条例 (2015年度から)	2015年938円	同左 (2015年度から)		

自治体名	工事契約		基準	委託業務契約		指定管理
	基準・賃金・報酬額	賃金・報酬下限額				
国分寺市	公共工事設計労務単価 (2014年2月改訂額) × 90%	賃金構造統計調査	賃金構造統計調査	2013年903円→2014年903円→2015年903円		同左
厚木市	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 90% ※見習い労働者等および年金等 受給者911円	生活保護	生活保護	2013年882円→2014年894円→2015年911円		同左
足立区	公共工事設計労務単価 (2014年2月改訂額) × 90% ※「継続労働者以外の者」は設 計労務単価の「軽作業員」の賃 金(時給)の70%(1064円)	平成26年度足立区臨時職員単 価(事務補助A)と同額	平成26年度足立区臨時職員単 価(事務補助A)と同額	2014年910円→2015年930円		同左
直方市	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 80%	直方市行政職給料表1級5号給 に定められた1時間当たりの金 額を下回らない額	直方市行政職給料表1級5号給 に定められた1時間当たりの金 額を下回らない額	2014年826円→2015年839円		同左
三木市	公共工事設計労務単価 (2014年2月改訂額) × 90% ※見習い労働者等および年金受 給者2015年830円	三木市職員高卒初任給月額相 当額149800円に地域手当3%を 加算した額の90%	三木市職員高卒初任給月額相 当額149800円に地域手当3%を 加算した額の90%	2014年820円→2015年830円		同左
千代田区	公共工事設計労務単価 (2015年2月改訂額) × 85%	公的機関の指標等を勘案して得 た額(職員給与・臨時職員等)	公的機関の指標等を勘案して得 た額(職員給与・臨時職員等)	2014年938円→2015年938円		同左
高知市*2	検討中 (2015年10月1日施行)	生活保護	生活保護	検討中(2015年10月1日施行)		同左
我孫子市	検討中 (2015年10月1日施行)	我孫子市臨時任用職員取扱要 綱にさだめられた事務補佐員および 千葉県地域最低賃金	我孫子市臨時任用職員取扱要 綱にさだめられた事務補佐員および 千葉県地域最低賃金	検討中(2015年10月1日施行)		同左
加西市	検討中 (2015年9月1日施行)	加西市一般職職員給与規則第4 条及び別表第4に定める額並び に市内の同種の労働者の賃金 等	加西市一般職職員給与規則第4 条及び別表第4に定める額並び に市内の同種の労働者の賃金 等	検討中(2015年9月1日施行)		同左

資料:各市区の公契約条例に関する「手引」等を元に公益社団法人神奈川県地方自治研究センター勝島が作成。
*1渋谷区は、2014年に条例改正し適用範囲を業務委託および指定管理に拡大。*2高知市は、2014年に条例全面改正し、報酬下限額の規定を設けたいわゆる「公契約条例」となった。

表3 「2015年設計労務単価(主要12職種)」と「賃金・報酬下限額」比較

自治体名	東京A(多摩市・国分寺市・足立区)		東京B(渋谷区)		東京C(千代田区)		神奈川県(川崎市、相模原市、厚木市)		野田市		三木市		直方市	
	2014年2月 労務単価	報酬下限額	2015年2月 労務単価	報酬下限額	2015年2月 労務単価	報酬下限額	2015年2月 労務単価	報酬下限額	2015年2月 労務単価	報酬下限額	2014年2月 労務単価	報酬下限額	2015年2月 労務単価	報酬下限額
1 特殊作業員	2,700	2,430	2,750	2,475	2,750	2,338	2,775	2,498	2,675	2,274	2,200	1,980	2,275	1,820
2 普通作業員	2,363	2,127	2,400	2,160	2,400	2,040	2,400	2,160	2,263	1,924	2,025	1,830	2,025	1,620
3 軽作業員	1,688	1,520注1	1,713	1,542	1,713	1,457	1,675	1,508	1,638	1,392	1,413	1,280	1,400	1,120
4 七〇工	2,975	2,678	3,075	2,768	3,075	2,614	3,075	2,768	3,100	2,635	2,550	2,300	2,375	1,900
5 鉄筋工	3,000	2,700	3,100	2,790	3,100	2,635	1,675	2,633	3,150	2,678	2,313	2,090	2,288	1,830
6 運転手(特殊)	2,650	2,385	2,700	2,430	2,700	2,295	2,813	2,532	2,663	2,264	2,225	2,010	2,200	1,760
7 運転手(一般)	2,200	1,980	2,238	2,015	2,238	1,903	2,400	2,160	2,375	2,019	2,013	1,820	1,900	1,520
8 型わく工	2,850	2,565	2,938	2,645	2,938	2,498	2,925	2,633	2,825	2,402	2,500	2,250	2,288	1,830
9 大工	3,088	2,780注2	3,175	2,780	3,175	2,699	3,000	2,700	3,188	2,710	2,350	2,120	2,413	1,930
10 左官	3,013	2,712	3,113	2,802	3,113	2,647	3,025	2,723	3,075	2,614	2,375	2,140	2,313	1,850
11 交通誘導員A	1,550	1,395	1,600	1,440	1,600	1,360	1,625	1,463	1,575	1,339	1,313	1,190	1,288	1,030
12 交通誘導員B	1,363	1,227	1,388	1,250	1,388	1,180	1,413	1,272	1,363	1,159	1,125	1,020	1,138	910

資料:設計労務単価を元に公益社団法人神奈川県地方自治研究センター勝島作成。

※東京A:労務単価=2014年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.9(多摩市、国分寺市、足立区) 注1-2)国分寺市については「軽作業員1,519」「大工2,779」

※東京B:労務単価=2015年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.9(渋谷区)

※東京C:労務単価=2015年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.85(千代田区)

※神奈川県:労務単価=2015年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.9

※野田市:労務単価=2015年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.85

※三木市:労務単価=2014年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.9 1円単位切り上げ

※直方市:労務単価=2015年度労務単価÷8 報酬下限額=労務単価×0.8

多摩市は、2012年の「下限額」が903円、「地域最賃」が837円で差額は66円である。2015年の「下限額」が903円で「地域最賃」が888円で、その差額は15円と縮小している。また、年次別の伸びを比較すると2012年の「下限額」は903円、2015年も同額で伸びは0円。同様に「地域最賃」の伸びを見ると51円となっている。

以下、他の自治体も同様に見ていくと、いずれも「下限額」は「地域最賃」を上回っているが、ほとんどの自治体で「地域最賃」の伸びが「下限額」を上回り、その差は小さく

なっている。例えば、2015年度の「下限額」と「地域最賃」との差額は、多摩市、国分寺市は15円、相模原市22円、川崎市23円、厚木市24円などは「地域最賃」との差がほとんどなくなっている。他の自治体も同様に差が縮小する傾向にある。

この間、「委託・指定管理」の「賃金・報酬額」のあり方、あるいは公契約条例における基準設定については、多くの議論があった。

「地域最賃」が「生活保護」水準を「超えた」現状をふまえ、「基準のあり方」について検討を急ぐべきである。

表4 委託「賃金・報酬下限額」と「地域最賃」比較

単位:円

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	差
野田市	829	829	829	829	829	849	20
地域最賃	728	744	748	756	777	798	70
差	101	85	81	73	52	51	
多摩市			903	903	903	903	0
地域最賃			837	850	869	888	51
差			66	53	34	15	
渋谷区						938	
地域最賃						888	
差						50	
国分寺市				903	903	903	0
地域最賃				850	869	888	38
差				53	34	15	
足立区					910	930	20
地域最賃					869	888	19
差					41	42	
千代田区					938	938	0
地域最賃					869	888	19
差					69	50	
川崎市		893	899	907	907	910	17
地域最賃		818	836	849	868	887	69
差		75	63	58	39	23	
相模原市			885	885	890	909	24
地域最賃			836	849	868	887	51
差			49	36	22	22	
厚木市				882	894	911	29
地域最賃				849	868	887	38
差				33	26	24	
直方市					826	839	13
地域最賃					712	727	15
差					114	112	
三木市					820	830	10
地域最賃					761	776	15
差					59	54	

資料:公益社団法人神奈川県地方自治研究センター勝島作成。

野田市は、職種ごとに賃金設定。最も低い職種を適用。